**○関東地方整備局告示第二十七号**

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十四年二月二日

関東地方整備局長　下保　修

一　登録番号

関東地方整備局長　25

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

日本建築検査協会株式会社

三(1)　評価員の氏名の変更

| 変更前 | 久末　研典 |
|---|---|
| 変更後 | — |

(2)　変更年月日

平成二十三年十二月十二日

**○関東地方整備局告示第二十八号**

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十四年二月二日

関東地方整備局長　下保　修

一　登録番号

関東地方整備局長　10

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

一般財団法人長野県建築住宅センター

三(1)　評価員の氏名の変更

| 変更前 | 白鳥　正司 |
|---|---|
| 変更後 | — |

(2)　変更年月日

平成二十四年一月四日

**○関東地方整備局告示第二十九号**

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十四年二月二日

関東地方整備局長　下保　修

一　登録番号

関東地方整備局長　14

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

一般社団法人日本住宅性能評価機構

三(1)　評価員の氏名の変更

| 変更前 | 小澤　敏明 |
|---|---|
| 変更後 | — |

(2)　変更年月日

平成二十四年一月五日

**○関東地方整備局告示第三十号**

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十四年二月二日

関東地方整備局長　下保　修

一　登録番号

関東地方整備局長　13

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

ユーディーアイ確認検査株式会社

三(1)　評価員の氏名の変更

| 変更前 | 小野　栄一、齊藤　秀明、松田　修一 |
|---|---|
| 変更後 | 新井　悟志、野上将太郎 |

(2)　変更年月日

平成二十四年一月一日

**○関東地方整備局告示第三十一号**

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から役員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十四年二月二日

関東地方整備局長　下保　修

一　登録番号

関東地方整備局長　23

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

株式会社安心確認検査機構

三(1)　役員の氏名の変更

| 変更前 | 吉成　照男 |
|---|---|
| 変更後 | — |

(2)　変更年月日

平成二十二年五月二十一日

**○近畿地方整備局告示第十九号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年二月二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年二月二日

近畿地方整備局長　上総　周平

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　九号

(三)　道路の区域

| 区間 | 変更前 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|---|---|---|
| | 後別 | | |
| 京都市西京区大枝沓掛町一五番一一二から同市西京区大枝沓掛町一六番三〇 | 前 | 二〇・二〇メートル～六〇・八〇メートル | 〇・三一八キロメートル |
| | 後 | 二〇・二〇メートル～六〇・八〇メートル | 〇・三一八キロメートル |

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局京都国道事務所